

平成30年第6回宇佐市教育委員会会議録

平成30年5月24日午後3時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員

教 育 長	竹内 新
教 育 長職務代理	河野 浩一
委 員	秋吉 禮子
委 員	佐藤 修水
委 員	松永 建比古

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

- | | |
|-------------|--------|
| 教育次長兼教育総務課長 | 若山 雅敏 |
| 学校教育課長 | 竹下 富美子 |
| 社会教育課長 | 佐藤 良二郎 |
| 図書館長 | 出口 昭子 |
| 学校給食課長 | 久井田 裕 |

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎附議事項

- 議第42号 宇佐市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について (教育総務課)
- 議第43号 宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について (教育総務課)
- 議第44号 宇佐市立学校運営協議会規則の制定について (学校教育課)
- 議第45号 スクール・サポート・スタッフ設置要綱の一部改正について (学校教育課)
- 議第46号 宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について (学校教育課)
- 議第47号 指定校変更について (学校教育課)
- 議第48号 小規模特認校就学申請について (学校教育課)

◎追加議案

- 議第49号 社会教育委員の委嘱について (社会教育課)

議第50号 宇佐市子ども読書活動推進計画策定委員の委嘱について

(図書館)

議第51号 平成30年度夏季休業中の学校閉庁日について (学校教育課)

◎報告事項

(1) 平成30年6月教育費一般会計補正予算(第1号)(案)について

(各課)

(2) 宇佐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (学校教育課)

(3) 宇佐市民図書館システム再構築業務事業者選定審査会設置要綱について

(図書館)

(4) 6月の行事等の予定について

(各課)

◎追加報告事項

(5) 宇佐市社会教育集会所条例の一部を改正する条例 (社会教育課)

(6) 市有財産の無償譲渡について (社会教育課)

(7) 専決処分について (教育総務課)

(開始 午後3時00分)

教 育 長 平成30年第5回宇佐市教育委員会会議録を承認後、開会を告げる。

(開会 午後3時04分)

教 育 長 議第42号宇佐市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について教育総務課に説明を求める。

教育次長 では、2Pをご覧ください。点検評価委員については3名のうちの2名の方が任期を迎えられたための委嘱ということでございまして、2名ともまだ1期目でありましたので、更新し、2期目も委嘱したいと思っております。以上、ご審議をお願いいたします。

教 育 長 確認ですが、委嘱期間は平成33年3月31日までということですね。

教育次長 はい。任期が3年間ということになります。もう1名の方は、1年任期が残っております。

教 育 長 何か、質問はありませんか。
異議がないようなので、議第42号宇佐市教育委員会事務点検評価委員の委嘱については、承認し、次に議第43号宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について、教育総務課に説明を求める。

教育次長 3Pをご覧ください。毎年、中学校3年生を対象に奨学生を募集しております。高校、専門学校に進学される生徒を対象とするものです。その選考委員の委嘱ということで、12名にお願いしたいと思っております。社会教育委員長が空欄になっておりますが、職指定でございます。近々互選により、社会教育委員長が決まりますので、その方に委嘱をしたいと思います。以上、ご審議をよろしくお願ひします。

教 育 長 何か、質問はありませんか。
異議がないようですので、議第43号宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱については、承認し、次に議第44号宇佐市立学校運営協議会規則の制定について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第44号宇佐市立学校運営協議会規則の制定について、ご説明いたします。4Pをご覧ください。この学校運営協議会制度は、平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によって、それまでは、この学校運営協議会を置くことができるという任意の規定だったものが、置くように努めなければならないという努力義務化されました。それに伴いまして、宇佐市においても、この学校運営協議会制度の規則を定め、各学校で学校運営協議会を設置することにいたしましたので、その設置にあたり、必要な事項を定める規則の制定ということでもあります。この学校運営協議会制度というのは、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画をし、それぞれの立場で保護者、地域、学校が同じ目標を持って、協働の体制を進めていくための協議会であります。提案理由ですが、この協議会の目的は今申し上げましたように連携を図り、協働の体制で学校運営の改善及び児童・生徒の健全育成に取り組むことを目的としております。協議会の機能については、2点挙げておりますが、学校評議員制度と大きく違うのは、校長が作成する学校運営の基本方針を承認してもらおうというところがまず一つ目の大きな機能であります。二つ目ですが、これも学校運営について委員の皆さま方が教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができると

いう機能をもつものであります。3項目の例規の制定の主な内容について、各条のものを挙げておりますが、第3条関係では、協議会の設置は、学校毎であること。第4条関係では、校長が協議会の承認を得なければならない事項について、定めています。第5条では、対象学校の運営について教育委員会等に意見を述べるができるというようなことで、あと以下6条、7条と書いておりますが、具体的に6Pをご覧ください。6、7Pに規則を載せております。先ほど申し上げた、4条のところですが特に学校運営に関する基本的な方針の承認ということで協議会の承認を得なければならない事項として、第1項から第3項まで、教育課程の編成に関することや教育目標及び学校運営に関すること、そのほか、校長が必要であると認める事項について、協議会の承認を得なければならないという規定になっております。第5条については、学校運営等に関する意見の申し入れとして、協議会は対象学校の運営について、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができるというように規定をしております。第6条では地域住民等の参画の促進等の情報提供をすることや第7条では委員の任命、第8条では任期、第9条では報酬、この報酬については後ほど説明させていただきます。第10条で守秘義務等のこと、以下議案書に記載しているような規則にしておりますので、お読みいただきたいと思っております。以上、ご審議をお願いいたします。

教 育 長 昨年度までの教育委員会の話しの中でも、学校運営協議会いわゆるコミュニティスクールについては話題に上っていましたが、それについてきちんと制度化して、それに基づいた協議会が動き始めるということです。何か、ご意見等ありませんか。

委 員 学校運営協議会はずいぶん前から話が出ていたようですが、県内の進捗状況はどうなっていますか。

学校教育課長 平成29年4月1日現在の状況では、日出町、豊後高田市、豊後大野市、別府市の4市町が域内全ての小中学校に導入しているという状況でした。宇佐市は1校のみ、後の市町村については数の多少はありますけども、導入しているところもあるという状況でした。しかし、先ほど申し上げたように法の改正によって、努力義務化されたということで平成30年4月1日現在の数字は、かなり上がっているのではないかと予測されるということです。

教 育 長 他に、質問等ありませんか。

委 員 6Pの第4条について、対象学校の校長とありますが、教育課程の編成などについて、校長の独自性みたいのはどのような裁量になるのかという点と、もう一点校長が必要であると認める事項というの

は、例えばどういうものがあるのか、という二点の質問です。

学校教育課長 学習指導要領に沿って教育課程が編成されますが、やはりその中で地域に根ざした教育であるとか、例えばそういったものが総合的な学習の中で取り入れられるというのは、それぞれの学校で独自性を現在も出しておりますので、それについて委員の皆さま方にこういうふうな教育課程で今年1年間やっていきますというようなことをご説明して、承認とともに、ご協力いただけるようにということではないかなと思います。

委員 承認という言葉がね。了解を得るとか、理解をしてもらうとか、そんな意味合いではないかなと思います。

学校教育課長 委員のおっしゃるように、言葉に重みがあるのですが、校長が設定する教育目標に対して、理解をいただいて、その教育目標に学校がすることと、地域や保護者がすることというのを同じ目的を持って、協働の体制を作っていただくというのがこの学校運営協議会制度の大きな目的だと思いますので、承認という言葉ではありませんけども、ご理解をいただき、協力をいただくというふうな捉え方ではないかなと思います。

委員 ぜひ、そのような方向で進めてほしいですね。

学校教育課長 それともう一点ですね、校長が必要だと認める事項については、学校運営に関することや教育課程、教育目標に関するその他、例えば教職員の働き方改革について、一緒に取り組んでいただけるようなこととか、さまざまな学校が抱える独自の課題があると思いますので、そのことについて校長の方針として、承認を得て、共に活動していただくということだと思います。

教育次長 承認という部分で言葉が重たいということでありましたら、逆に運営協議会の委員さんに対しても、自分たちが承認した部分ですのできちんと取り組むということになろうかと思います。先ほど、学校教育課長が言ったように地域で取り組む部分も自分たちで承認ということで、自分たちも責任をもってやっていくんだという意識を持っていただくということではないかなと思います。

委員 学校評議員会のメンバーの方がそのまま、この運営委員会に入るケースというのはやはり多いと思うのです。今までの評議員会というのは、どちらにしても校長先生から言われたことをみんなで話し合ったり、学校の内容を聞いたりとか、そういった雑談めいたこともかなりあったのだらうと思います。今回、この制度については、かなり踏み込んだ部分で学校運営というものに携わっていくという一つの過程になるのではと思います。一応保護者とか、地域の方々、そういった方々のそれぞれの立場でというふうになっております

けども、やはり学校運営に携わる以上は、そういった方々もある程度は責任を持って、子どもの育成、学校運営に関しての自己啓発をしていかないと、今までのような形で学校に来て、話をする程度ではなくて、ある程度は踏み込んだ話ができるような体制を整えていくような、また子どもを巻き込んだ事故・事件等があった場合にきちんと対応ができるようなシステムを作っておくという、段階的になるんじゃないかなと思いますけども、そういった部分が必要になってくるのではと思います。

学校教育課長 委員に関しても、今年度は予算の関係も若干ありまして、昨年度までの学校評議員の方に引き続きしていただくという形、人数的にもそのままの状況であります。少しずつ増やしていきながら、そして人選もしていきながら、今おっしゃられたように受け身ではなく、主体性を持ってしていただける、そういった学校運営協議会制度に深めていかなければと思っておりますので、また学校のほうともお話をしていきたいと思えます。

教 育 長 一点補足いたしますと、この学校運営協議会制度については、どのような方が協議会の委員になるのですかというページがありまして、もちろんPTAの方、地域の方というのは挙がっているわけですが、その中で地域学校協働活動推進員という人が入ることも考えられます。現状は、宇佐市の中でも、各中学校区に一人ずつそういう方がいらっしゃるという状況ですので、今後協議会のメンバーにどんな方が適切なのかというのを、一度、小学校・中学校ごとに見直していただいて、この人をお願いしたいということが今後でてるものと考えています。

委 員 2月3日に西部中学校で宇佐市内の関係する方々を集めて、講演会をしていただきました。その時に、やはり地域の方がかなり来ていました。私も参加させていただいたのですが、まず学校の課題をみんなで熟知して、それからその方針を決めるというような内容の講演だったと記憶しています。たぶん評議員会とかになってしまいますと、学校長が作ったものを周知して、そこで承認というような形になるので、やり方が違うのかなというふうに違和感を覚えているところです。この規則は、7月1日から施行と言うことなのですが、もうあと一か月ちょっとなのですが、そういったことも含めたところ、こういった風に立ち上げていくのかモデルがあれば教えていただきたいのですが。

学校教育課長 4月からの段階では、今までは学校評議員制度から、緩やかに移行していくという形で今年度は7月1日から施行になるのですが、先ほど言われたように学校の課題を共有して、同じ目的を持って、

やっていくというのがあの時の講演の内容でした。年度当初としては、学校長が子ども達を育てたい、このような子どもたちにしたいという大きな学校目標があり、その中でその時その時で様々な課題がでてくるのは常にありますから、その課題に対して、解決するためにどうしていけばいいかということのを会の中で協議をしていくということになると思います。今年は、年間最低3回は会議を持ってもらって、年度当初、最初の会議はどこの学校でも4月の中旬から5月中までには第1回目の協議会をしてくださいとお願いしております、最初の校長の方針を承認するという形でここまで今、進んでおりますので、この後は夏休み中に一度、これは主に学力に関してになると思うのですが、今まであった評議員会の流れと組み合わせながら、そして3学期に一度というようなことで、最初のこちらからの提案として、年間3回はそういった会議を持って、問題解決に繋げてくださいというふうには申しておりますので、今年はそういった形で進めていこうと思っています。

教 育 長

さすがに新しい制度ができたからといって、白紙のまま考えてもらうというのも、難しいところもありますので、学校の困りごとを、会議の場で相談させていただいたときに逆に地域からのご意見も提案していただける、その中で平成31年度はどうしていこうかという擦り合わせも、当然熟議という形で期待をしているところです。ほかに、質問はありませんか。異議がないようですので、議第44号宇佐市立学校運営協議会規則の制定については、承認し、次に議第45号スクール・サポート・スタッフ設置要綱の一部改正について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

議第45号スクール・サポート・スタッフ設置要綱の一部改正について、ご説明します。9Pをご覧ください。以前、スクール・サポート・スタッフの設置要綱については、この場で協議をしていただいたことではありますが、今回一部だけ付け加えをしたいと思います。改正後、スクール・サポート・スタッフの職務について、第2条に第5項その他校長が教員の業務支援と認める業務ということで付け加えをさせていただきました。今あるものについては、この第2条は第4項まで、職務を規定しております。主には学習プリントの印刷配布、補助や授業準備、採点業務の補助、調査統計等の事務、ということで4点職務を挙げておりましたが、そこに付け加えましてその他校長が教員の業務支援と認める業務というのを加えさせていただきました。これはその4点だけに限られてしまいますと、非常に有効活用が難しくなるような場面も考えられます。学校の実情に応じて、教員の負担軽減によりつながるようにスクール・サポ

ート・スタッフの業務が有効に活用できるようにその一文を追加したいと思います。以上、ご審議をお願いいたします。

教 育 長

職務の欄の一つ、付け加えるということです。この一文があったほうが運用しやすいと思います。もちろん、スクール・サポート・スタッフが行うのが適当である業務の範囲以内でということになりますね。この件について、ご質問等ありますか。

異議がないようですので、議第45号スクール・サポート・スタッフ設置要綱の一部改正については、承認し、次に議第46号宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

議第46号宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について、ご説明します。10Pをご覧ください。これにつきましては報酬等の部分で、改正前旅費の額は年額9,340円が上限となっていますが、年額9,807円を上限とするというふうに改正します。これは、大分県中学校部活動指導員活用事業費補助金の内示により、大分県から示された金額が変更になりましたので、それに伴う変更となります。ご審議をお願いいたします。

教 育 長

この補助金の元である県が、こういう数字の変更を行うのでそれに伴うものです。何か、質問はありませんか。

異議がないようですので、議第46号宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正については、承認し、次に議第47号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

議第47号指定校変更についてご説明いたします。11Pをご覧ください。今回は、小学校1年生1人、小学校2年生1人、合わせて2人になります。

(変更理由などは議案に記載)

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

教 育 長

何か、質問はありませんか。

異議がないようですので、議第47号指定校変更については、承認し、次に議第48号小規模特認校就学申請について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

議第48号小規模特認校就学申請について、ご説明いたします。
(申請理由などは議案に記載)

教 育 長

何か、質問はありませんか。

異議がないようですので、議第48号小規模特認校就学申請については、承認し、次に追加議案の議第49号社会教育委員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長

議第49号社会教育委員の委嘱について、説明いたします。宇佐市

P T A連合会の代表、小学校長代表、中学校長代表、宇佐市子ども育成連絡協議会代表いずれも新規の委嘱です。任期につきましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間ということです。以上、ご審議をお願いします。

教 育 長

何か、質問はありませんか。

異議がないようですので、議第49号社会教育委員の委嘱については、承認し、次に議第50号宇佐市子ども読書活動推進計画策定委員の委嘱について、図書館に説明を求めます。

図書館長

前回4月の教育委員会でご承認をいただいた宇佐市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の關係の委員の委嘱です。地域・家庭教育関係者ということで5名の委員、学校教育関係者ということで

4名の委員、図書館関係者ということで2名の委員、行政から子育て支援課、教育次長、学校教育課長、社会教育課長、図書館長の5名、全体で16名の委員の委嘱についてです。任期としては、計画自体を今年度策定予定でありますので、平成31年3月31日までの任期としたいと思っています。承認いただけましたら、本日からの任期となります。以上、ご審議をお願いいたします。

教 育 長

何か、質問はありませんか。

異議がないようですので、議第50号宇佐市子ども読書活動推進計画策定委員の委嘱については、承認し、次に議第51号平成30年度夏期休業中の学校閉庁日について学校教育課に説明を求めます。

学校教育課長

議第51号平成30年度夏期休業中の学校閉庁日について、ご説明いたします。4Pをご覧ください。これについては、平成30年2月9日、文部科学事務次官より「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの徹底について」という通知が出されました。また、これに先立って、12月26日出された緊急対策の中には、具体的に必要な措置として学校閉庁日の制定を行うことを促す等のごことが挙げられております。これを受けまして、宇佐市においても教師の専門性を生かしつつ、授業やその準備に向き合える時間、自らの専門性を高める時間、生徒と向き合うための時間を十分確保するとともに、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにするというようなことを目的として、夏期休業中に学校閉庁日を設けるようにしたいと思っております。目的については、教職員がまとまった休暇を取得しやすくすることを通して、教育の質の向上を目指すこと、教職員が社会貢献活動に参加しやすい状況にする、これが一番ではないかなと思っておりますが、教職員の心身の健康増進を図るというような目

的であります。期間としては、8月13日から15日までの3日間です。ただし、今年度は、8月13日は土曜授業の振替日として、閉庁という取扱いになります。期間内は、学校内に教職員は不在となりますし、原則として児童・生徒への補習授業や保護者への面談、部活動など一切行いませんということです。事故や災害等、緊急に連絡を要する場合は教育委員会学校教育課で対応します。保護者へは教育委員会、学校より通知文書を出して、ご理解をいただきたいと思っております。平成30年4月20日時点の情報によれば、県内18市町村中、10の市町村で期間、日にちはさまざまですが夏休み中の学校閉庁日をなんらかのかたちで設定をしているという情報があります。以上、ご審議をお願いいたします。

教 育 長 今年度、お盆の期間である8月13、14、15日を学校の閉庁日としたいということでもあります。何か、ご意見等ありませんか。

学校教育課長 補足をさせていただきますと、この期間は勤務を要しなくてもいい日ということにはなりません。あくまでもまとまった休暇を取得しやすくすることで教職員は夏季休暇、6月から10月までの間に5日間夏季休暇ありますので、その夏季休暇に充てるとか、年休を充てるとかというようなことで、皆さんが一斉に休みを取ることによって学校を閉める状態にするという取り組みです。

教 育 長 これは、今後どういうふうに周知していくのですか。

教育次長 今日、ご承認いただきましたら、校長会に諮り、了承いただき、またPTAの役員さんとも協議をしながら、最終的には教育委員会の方から学校を通じて保護者宛に通知を出したいと思っております。

委 員 学校閉庁日については、私も賛成なのですが、対象者が教職員というふうに限定されていますが、それ以外の職員も皆対象なのですね。事務職員等いろんな職種がありますが、一括してこれに準ずる訳ですね。

学校教育課長 そうです。学校を閉めますので。

委 員 今までは、どうだったのですか。

学校教育課長 今までは、閉庁にはしてありませんで、例えば土曜授業の振替日は一斉にしておりましたので、その日は振替にしますから閉庁にしますということで8月13日の1日くらいは閉庁になっていたのですが、そのときは本当に閉めていました。もしこの閉庁をしない場合は14日、15日は誰かが当番で行っておりますので、閉庁にはなっていなかったです。大体、管理職が行っていたと思います。大概の職員は年休を取ったりしていました。

教 育 長 お盆ですからね。元々、休みやすい時期であったと思います。閉庁にすることで、一番休みにくい教頭先生の負担は間違いなく軽減で

きるだろうと思います。

委員 これは平成30年度になっていますが、来年度についても、また審議をするのですか。今年度は一応8月13から15日までですよ。

教育次長 考え方は、今回承認いただければ、続くとは思いますが、13から15日のお盆の期間が土日になったりしますから、その都度その都度で閉庁日は皆さんにお示しする必要があろうかと思っています。

教育長 これを承認いただいたとして、来年度以降、議案として扱うのか、それとも報告事項として扱うのか、やり方はいろいろとあると思います。

委員 3日間、閉庁になるのが完全に閉める日を3日設けたいのか、たまたま振替があったので、実質2日なのに3日連続になるのかで、来年の考え方も違ってくると思うのですが。来年は12日(月)が国民の休日で1日休みが入ってきますので、3日とるのであれば、その週1週間が全部お休みみたいな形になるんですか。

学校教育課長 今考えているのは、土曜授業の振替が13日、14日で取れるような形にできるのではないかなと。お盆の期間ということにしたらいいかと思いますので、12日が国民の休日ということは把握してなかったのだからわからなかったのですが。

委員 3日間とるのがいいか、2日間がいいのか。先ほど言われた通り、報告事項として取り扱うのであれば、決めてしまったほうが、段取りがしやすいのかなと思います。これは全部の小中学校が対象ですよ。

教育次長 基本的な考え方としては、お盆の期間の13～15日ということで、そこが一番影響が少ないだろうと考えていますので、先ほど言いましたように13～15日が全くの休みとなるとその年はまた違う考えになる可能性もあると思います。

委員 休みが動きますからね。

教育次長 お盆の日で難しいということになれば、その年はそれぞれで年休とか、夏季休暇を取ってくださいということになる可能性もあると思います。たまたま、今年がこういった形で休みやすいということでもまず試行的にやってみようということです。

委員 お盆が一括で取りやすいと思います。これがバラバラになったら、全職員が一緒にとるとするのは非常に難しいと思います。基本的には8月13、14、15日をベースにしたほうがいいかなと思います。

教育次長 おっしゃる通りその基本の部分と、もう一つ基本の部分として、閉庁にした方がまとまった休みがとれるということでたまたまそれが重なるのがお盆ということです。そういった固まった休みが取り

やすい状況がお盆以外でもあれば、またそこで取っていただくような方策も考える必要があるのかなと思っています。今回、ご承認いただきたいのは、そういった形で教育委員会として学校側に閉庁日を設けて、リフレッシュまたは社会貢献活動等さまざまな取り組みをとということで学校に提起をしたいということです。

教 育 長

ほかに、質問はありませんか。

異議がないようですので、議第51号平成30年度夏期休業中の学校閉庁日については、承認し、次に報告事項第1項平成30年6月教育費一般会計補正予算（第1号）（案）について、社会教育課に説明を求めます。

（平成30年6月教育費一般会計補正予算（第1号）（案）について社会教育課より説明する）

教 育 長

何か、ご質問はありませんか。

ないようですので、続きまして報告第2項宇佐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、学校教育課に説明を求めます。

学校教育課長

報告第2項宇佐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例について、ご説明いたします。23Pをご覧ください。これについては、先ほど規則の審議をしていただきましたが、学校運営協議会制度の規則に加えて、同協議会の委員の報酬を定めるための条例です。改正の理由としては、協議会の委員の報酬を定めるため、条例の改正を行う。主な内容として、協議会の委員の報酬は年額6,000円とすることということです。今までは、学校運営協議会自体がありませんでしたので、新たに学校運営協議会を定めるにあたり、その委員の報酬ということで改正になります。以上です。

教 育 長

何か、ご質問等ありませんか。

委 員

異議なし。

教 育 長

ないようですので、続きまして報告第3項宇佐市民図書館システム再構築業務事業者選定審査会設置要綱について、図書館に説明を求めます。

図書館長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第24条で教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結及び予算の執行は長の権限とされているとありますので、これは市長部局の要綱ということになりまして、図書館システムのプロポーザル方式の選定ですが、今回市長部局で告示をしております。図書館システムが6年目を迎えて、また構築をしていかないといけないのですが、そのためのプロポーザルの要綱となっております。以上です。

教 育 長 何か、質問はありませんか。ないようですので、続きまして追加報告第5項宇佐市社会教育集会所条例の一部を改正する条例について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 追加議案5P、6Pも関連しております。報告第5項は6月議会に議案提出するので報告といたします。報告第5項宇佐市社会教育集会所条例の一部を改正する条例ですが、集会所が現在20ヶ所ありまして、その中から長洲集会所を抹消するというものです。これは、報告第6項と関連していますが、長洲集会所につきましては、平成28年に、坂の上自治区から払い下げの要望が出ておりまして、公有財産検討委員会に諮りながら、協議を進めてまいりました。今回、自治区に無償譲渡する案が決定されたので、条例中の長洲集会所を削除するというものです。続けて、報告第6項市有財産の無償譲渡についてですが、これは報告第5項の長洲集会所の件です。譲渡先は坂の上自治区になっております。提案理由は、先ほど説明しましたとおり、自治区からの要望によりコミュニティ活動の拠点として活用したいということと、関係法令等による基準にも適合するため、無償譲渡するというものです。

教 育 長 何か、意見等ありませんか。ないようですので、続きまして報告第7項専決処分について、教育総務課に説明を求める。

(教育次長より専決処分について報告する)

教 育 長 何か、質問はありませんか。
ないようですので、続きまして報告第4項6月の行事等について、各課に説明を求める。

(詳細は資料に記載)

教 育 長 何か、ご質問等ありませんか。

委 員 員 みるとは、年間どのくらい発行していますか。

図書館長 毎月発行しています。職員全員で作成しています。

委 員 員 大変だと思ひまして。部数も多いし、ページ数もあるので。前回も読ませてもらったのですが、読みごたえもあるので、これを毎月出すのは大変だなと思ひます。良いことなので、続けてください。

図書館長 ありがとうございます。

教 育 長 他に、意見等ありませんか。特にないようなので、行事等はこれで終わります。その他、何かありませんか。

図書館長 17Pの債務負担行為の追加とありますが、バルクリースを活用した低炭素設備導入に係るリース料とありますが、これが図書館に関連するところですので、ご説明させていただきます。このバルクリースを活用した低炭素設備導入ということで、図書館の空調や照明などを改修する工事を平成30年度に行う予定です。それをリース

代として、平成31年度から、40年度にリース料の支払いをする債務負担行為となっております。このバルクという言葉がわかりにくのですが、大量、一括という意味で宇佐市が所有する7施設を一括して改修工事を行います。そういうことで今年度にリース料の支払いということで平準化を図っていく意味合いがあります。図書館がそういった大規模な改修をするので、秋以降に長期に休館ということになります。併せてそのときに、先ほど報告いたしました図書館システムの改修、蔵書点検などをやっていきたいと思っています。蔵書点検は今まで6月にやっておりましたが、秋以降にまとめてできたらと思っています。6月中旬以降に工事期間について詰めて、宇佐市民図書館条例に休館日というところがありまして、館長が必要と認めるときは教育委員会の承認を得て、変更することができるということで休館日の設定がありますので、7月の教育委員会にそれを諮っていただいて、休館日の設定をしたいと思っております。以上です。

- 教 育 長 続きますして、次回教育委員会の日程について。
事 務 局 次回教育委員会の日程です。6月27日水曜日の14時00分から宇佐市民図書館2階研修室で開催したいと思っておりますが、如何でしょうか。
- 教 育 長 6月27日水曜日の14時00分からでよろしいでしょうか。
委 員 員 異議なし。
教 育 長 異議がないので、次回教育委員会は6月27日水曜日の午後2時00分から、宇佐市民図書館2階研修室で開催します。
教 育 長 各委員に諮り確認のうえ、第6回教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後4時47分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。